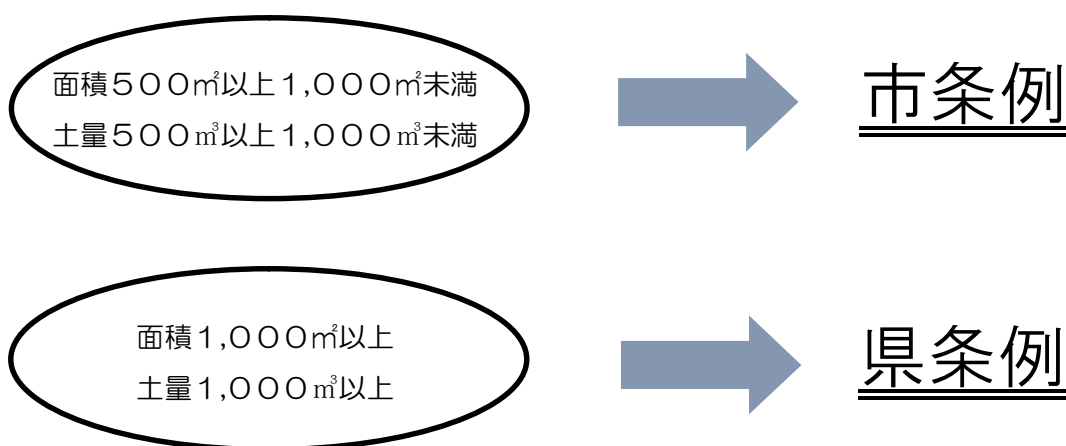


「富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の改正

昨年7月に熱海で発生した土石流災害で、多くの住民の生命及び財産を奪う甚大な被害をもたらした事を機に、県は同様の被害を発生させないため盛土等に関する実効性を伴う強力な条例を新設し、区域面積は1,000㎡以上、土砂量は1,000㎥以上とし届出制から許可制に改め、本年7月1日から施行することを決定いたしました。

このことにより富士市も条例を以下のように改正し、県と同じ本年7月1日から施行することを決定いたしました。



市条例の対象範囲

土地の埋立て等とは

- 宅地造成や土木工事
- 林地を開発するための造成
- 農地や原野などの造成
- 窪地の埋立て 等

- 1 事業区域の面積が500㎡以上1,000㎡未満の土地の埋立て等
- 2 事業区域の面積が500㎡未満であって、次のいずれかに該当する土地の埋立て等
 - (ア) 当該事業区域と一団であると認められる区域において、当該土地の埋立て等に着手する日前3年以内に土地の埋立て等が行われた、又は現に行われている場合は、その面積の合計が500㎡以上1,000㎡未満となる土地の埋立て等
 - (イ) 土砂等の量が500㎥以上1,000㎥未満となる土地の埋立て等
 - (ウ) 土砂等による土地の埋立て又は盛土を行うことにより、当該埋立て又は盛土を行った土地の部分の高さが1メートル以上となる土地の埋立て等

罰則

罰則の内容は、次のとおりです。

- 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
(無許可での埋立て、改善措置命令違反、原状回復命令違反)
- 50万円以下の罰金
(標識設置違反、報告の徴収違反、立入検査拒否)
- 30万円以下の罰金
(届出義務違反)

適用されない場合

事業区域が農地の場合

農地の改良に伴う盛土については、「富士市農地改良等の取扱いに関する要領」に基づく農地改良許可又は届出が必要となります。また、長期間に渡る農地改良については、農地法の規定に基づく一時転用の許可が必要となります。



条例に定める責務



土地所有者の方へ

条例では、土地所有者の責務を定めています。
事業主等に土地を提供する場合は、施行内容について十分理解したうえで同意しましょう。
また、定期的に施行状況を確認し、不適正な埋立てや土砂等の流出などの災害のおそれがないかなど、適正な土地の管理を行きましょう。

土砂等を発生させる方へ

条例では、土砂等を発生させる方も責務を定めています。
土砂等を発生させる方も、土砂等の処理業者により不適正な埋立て等が行われないように発生土砂等の処分先を確認しましょう。

富士市では事業者に対して土地の埋立て等の申請前（事前相談時）に「近隣住民への地元説明会等の開催」を行うよう指導しています。

お問い合わせ 富士市役所 都市整備部 建築土地対策課 土地埋立対策室
TEL0545-55-2796 mail: kentochi@div.city.fuji.shizuoka.jp